平成２８年（フ）第２４２号
埼玉県坂戸市千代田１丁目10番12号
債務者　伴場　正道
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４号
岡山県倉敷市東塚６丁目３番35号
債務者　井手　良二
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１号
北海道名寄市西５条南５丁目33番地　しのぶマンション201
債務者　笠嶋　美香（旧姓川端・上村）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第４９号
山形県米沢市御廟２丁目４番８号
債務者　國分かおり
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１６２号
埼玉県所沢市大字下安松1584番地の４　池田ビル301
債務者　福澤　　愛
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３号
新潟県佐渡市春日1007番地25
債務者　滝沢　　敬
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第４６９号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　319号棟310号室
債務者　小林　　敦
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４０号
名古屋市港区春田野１丁目1905番地　メゾン石塚Ａ棟101号
債務者　山下　拓也
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７２号
名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘２棟201号
債務者　畠中　豊子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９５号
札幌市中央区南19条西７丁目３番31―802号
債務者　八木澤賢一
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０８号
札幌市清田区清田６条３丁目７番10号　フォーシーズン清田101号
債務者　佐藤　徹哉
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１４号
札幌市白石区北郷４条２丁目３番11号　301号
債務者　布施　周子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２号
群馬県高崎市飯塚町108番地５　コーポトモマツ102号
債務者　赤松　　翼
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４８４号
埼玉県川口市並木３丁目30番27―405号　メゾン・ド・グランピエール並木
債務者　島松　義之
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
埼玉県川口市西青木５丁目１番22号　アレックス旭　208
債務者　廣田　里恵
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
埼玉県八潮市大字浮塚986番地４　オアシスサワー204、旧住所東京都足立区北加平町19番７号　レオパレス　加平壱番館101
債務者　岡田　清典
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
埼玉県草加市花栗４丁目５番11号　ルミエール花栗201号
債務者　木村　一枝
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係